

# 公 告

下記の食堂、売店等の設置及び経営を行う業者について、海上自衛隊船越基地（神奈川県横須賀市船越町7-73）において募集します。

令和2年2月26日

海上自衛隊船越基地業務分遣隊長

田 村 洋 二

記

## 1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

## 2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

### 3 募集業種及び店舗数

飲料自動販売機（缶・ペットボトル式）：11台

### 4 募集要領の配布

#### (1) 期 間

令和2年2月26日（水）午前9時から

令和2年4月 1日（水）午後4時まで

（ただし、土、日を除く。）

#### (2) 場 所

防衛省海上自衛隊船越基地業務分遣隊厚生科（担当：仲田）

神奈川県横須賀市船越町7-73

（※通門証をお持ちでない方は事前に電話連絡をお願いします。）

電 話：046-861-8281（内線4850）

F A X：046-861-8281（内線4858）

### 5 説明会

#### (1) 日 時

令和2年4月 3日（金）午前10時30分から

#### (2) 場 所

防衛省海上自衛隊船越基地業務分遣隊「談話室A」（2階）

#### (3) その他

説明会に参加を希望される業者の方は、4月1日（水）までに「会社等の名称」、「出席者氏名」及び「連絡先・電話番号」をご連絡ください（「募集要領の配布場所に同じ」又は「電話及びFAX」でも可。）。

なお、本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

### 6 その他

細部の内容は募集要領による。

## 募集要領

### 1 概 要

神奈川県横須賀市船越町7-73に所在する海上自衛隊船越基地において職員及び来庁者等の利便性を確保するため、飲料自動販売機の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に伴い募集する。

### 2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

### 3 設置施設の所在地及び名称

神奈川県横須賀市船越町7-73

海上自衛隊船越基地内 海上作戦センター各階

## 【重要】

### 4 公募説明会（募集要領、仕様書等説明会及び現場説明会）

本説明会に遅刻又は欠席された業者の方は、公募に参加できません。

なお、本説明会の参加条件として、①募集要領を直接受領していること②参加申込書にて参加登録していることが必要です。

#### (1) 日 時

令和2年4月3日（金）午前10時30分から

（集合時間：午前10時20分）

#### (2) 場 所

海上自衛隊船越基地業務分遣隊庁舎2F「談話室A」

#### (3) 携行品

募集要領（既配布資料を持参してください。）

※参加希望者（各業者2名以内）は、令和2年4月1日（水）

16時までに参加申込書に会社名、氏名等を記入後、直接持ち込み又はFAXで登録してください。

海上自衛隊船越基地業務分遣隊厚生科（担当：仲田）

FAX：046-861-8281（内線4850）

### 5 設置条件

#### (1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

#### (2) 販売禁止品目

アルコール及びノンアルコール（アルコール度数0.00%）は販売禁止とする。

#### (3) 設置機種及び台数

設置施設における設置機種及び台数については以下のとおり。

飲料自動販売機（缶・ペットボトル式） 11台

#### (4) その他

詳細は別添仕様書のとおり。

### 6 応募手続き等

#### (1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、下記のとおり①の提出書類を、②の提出先に、③の提出期間に持参し、募集要領に記載したフォーマットのとおり作

成すること。

なお、提出された書類は返却しない。

### ①提出書類

A 申請書 1 部（別紙様式第 1）

B 企画提案書 正 1 部、写し 2 6 部（別紙様式第 2）（ホッチキス止めとし、簡単な装丁にしてください。）

ただし、写しについては、公平な審査のため、会社（団体）名のほか、応募者が特定できる情報は削除（該当部分を黒塗り等）すること。具体的に削除する情報の一例は以下のとおり。

・応募業者名

・会社（団体）代表者名

・応募業者が特定される関連団体・付属組織等の名称

・会社（団体）の役員、業務従事者等の中で事業の関連業界等において著名な者で容易に応募業者が特定される者の氏名、写真・会社（団体）の著作物（ロゴマーク、商品ブランド、刊行物等）の中で、事業の関連業界等において広く知らせている者で、容易に応募業者が特定される者の氏名、写真

また、応募業者は過去の同種事業の受注実績については一切記載しないこと。業務従事者の能力又は体制等が企画の履行能力を具体的に評価できる内容とすること。

企画提案書には、以下の事項について必ず記載又は資料を添付すること。

ア 主な販売予定商品、販売価格表（別紙様式第 3）

イ 商品の供給体制

ウ 電子マネーの対応（種類）及び災害発生時の対応（機能）

エ ゴミ（空容器）等廃棄物の処分方法

オ 設置する自動販売機の機種、サイズ及び 1 台あたりの年間消費電力（別紙様式第 4）

カ メンテナンス及びアフターサービスについて

キ 営業所の営業時間及び営業所から本業務地までの所要時間

ク 神奈川県内及び横須賀市内での自動販売機設置台数（直近現在）

ケ 過去 3 年間の法令遵守状況

コ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

サ 省エネルギー・環境対策に係る提案

- シ 衛生管理方法
- ス クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- セ 船越基地における営業方針（職員が利用する際の利点）
- ソ 会社概要
- タ その他のアピールポイント

C 企画提案書付属書類 1部

販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品がわかる具体的な資料等（日本工業規格A4）

D 飲料自動販売機設置希望表（別紙様式第5）1部

E その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

ア 業務確約書（別紙様式第6）

イ 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書））

※発行後3ヶ月以内のもの

ウ 営業経歴書（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレット等でも可）

エ 財務諸表（個人：直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書

法人：直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、収支計算書、決算報告書等）

オ 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

（個人：その3の2、法人：その3の3）

※発行後3ヶ月以内のもの

カ 会社概要（様式は問いません。上記ウ営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要は不要です。）

キ 印鑑証明書

※発行後3ヶ月以内のもの

ク 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）

ケ 誓約書（別紙様式第7）

コ 役員名簿（別紙様式第8）

（注）：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）をイ、ウ、エ及びオに定める書類に代えることができる。

②提出先

海上自衛隊船越基地業務分遣隊厚生科（担当：仲田）

電話：046-861-8281（内線：4850）

FAX：046-861-8281（内線：4858）

③提出期限

令和2年5月11日（月）16時まで

※12時30分から13時30分及び土、日、祝日を除く。

（2）応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 防衛省に支払う国有財産使用料及び光熱水料を滞納している場合

カ 提示した国有財産使用料が、今年度の金額未満の場合

キ その他、違反と認められる場合

（3）提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点のものを候補者とする場合がある。

設置場所については、ドント方式に従い、業者の希望する設置場所を優先し、業者を決定する。なお、必要に応じてプレゼンテーションを実施する場合もあるが、その日程については書類選考に基づき選抜された方に別途通知することとする。

また、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途、指定する日時に公開抽選を行い決定する。

※いかなる理由であっても、業者決定結果及び業者決定後の自動販売機

設置場所については、異議を申し立てることができないものとする。

## 8 業者決定後の提出書類

飲料自動販売機の設置及び経営の業者として決定されたものは、下記のとおり、①の提出書類を、②の提出先に、③の提出期限までに持参又は郵送すること。

### ①提出書類

国有財産使用許可申請書及び付属書類

### ②提出先

〒237-0076

神奈川県横須賀市船越町7丁目73番地

海上自衛隊船越基地業務分遣隊厚生科（担当：仲田）

### ③提出期限

令和2年7月3日（金）16時まで

（12時30分から13時30分を除く。）

※郵送する場合は、提出期限内に郵送すること。

## 9 業者決定までのスケジュール

### （1）公募説明会

令和2年4月3日（金）10時30分から

船越基地業務分遣隊庁舎2F（談話室A）

### （2）申請書等の提出

令和2年5月11日（月）16時まで

（12時30分から13時30分及び土、日、祝日を除く。）

船越基地業務分遣隊庁舎2F厚生科

### （3）決定業者発表日時及び掲示場所

令和2年6月5日（金）10時から

船越基地業務分遣隊庁舎2F厚生科「掲示板」

ただし、前記に定める公開抽選を行う場合は、公開抽選の開催日とする。

### （4）国有財産使用許可申請書の提出又は郵送

令和2年7月3日（金）16時まで

（12時30分から13時30分を除く。）

船越基地業務分遣隊庁舎2F厚生科



申 請 書

令和 年 月 日

防衛省海上自衛隊  
船越基地業務分遣隊厚生科長 殿

本社（店）所在地：  
商号又は名称：  
代表者の氏名： 印

法人・個人の別： 法人 ・ 個人  
担当者名：  
電 話：  
F A X：

神奈川県横須賀市船越町7-73に所在する海上自衛隊船越基地において、飲料自動販売機を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

<申請を行う機種>：飲料自動販売機（缶・ペットボトル式）

（希望する設置場所を「飲料自動販売機設置希望表（別紙様式第5）に記入すること。」

<国有財産使用料>

【屋内】年額 \_\_\_\_\_ 円／㎡（税抜き） 年額 \_\_\_\_\_ 円／㎡（税込み）  
【屋外】年額 \_\_\_\_\_ 円／㎡（税抜き） 年額 \_\_\_\_\_ 円／㎡（税込み）

（設置後支払う1平方メートルあたりの年間国有財産使用料を記入すること。）

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用してください。

## 企画提案書

会社名：

ア	主な販売予定商品、販売価格表（別紙様式第3）
イ	商品の供給体制
ウ	電子マネーの対応（種類）及び災害発生時の対応（機能）
エ	ゴミ（空容器）等廃棄物の処分方法
オ	設置する飲料自動販売機の機種、サイズ及び1台あたりの年間消費電力（別紙様式第4）
カ	メンテナンス及びアフターサービスについて
キ	営業所の営業時間及び営業所から船越基地までの所要時間

ク 神奈川県内及び横須賀市内での飲料自動販売機設置台数  
(令和2年2月1日(金)現在)

ケ 過去3年間の法令遵守状況

コ 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置

サ 省エネルギー・環境対策に係る提案

シ 衛生管理方法

ス クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の  
対処方法

セ 船越基地における営業方針(職員が利用する際の利点)

ソ 会社概要

- (1) 本社所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 資本金
- (4) 社員数
- (5) 飲料自動販売機設置台数 (全国)
- (6) 売上高

タ その他のアピールポイント





## 飲料自動販売機設置希望表

番号	設置場所	階	設置可能面積（単位：mm） 横×奥行き×高さ（屋内・屋外）	希望 順位
1	海上作戦センター	1 階	9 9 9 × 7 1 0 × 1 9 0 0（屋内）	
2	海上作戦センター	1 階	9 9 9 × 7 1 0 × 1 9 0 0（屋内）	
3	海上作戦センター	2 階	9 9 9 × 7 1 0 × 1 9 0 0（屋内）	
4	海上作戦センター	2 階	9 9 9 × 7 1 0 × 1 9 0 0（屋内）	
5	海上作戦センター	3 階	9 9 9 × 7 1 0 × 1 9 0 0（屋内）	
6	海上作戦センター	3 階	9 9 9 × 7 1 0 × 1 9 0 0（屋内）	
7	海上作戦センター	4 階	9 9 9 × 7 1 0 × 1 9 0 0（屋内）	
8	海上作戦センター	4 階	9 9 9 × 7 1 0 × 1 9 0 0（屋内）	
9	海上作戦センター	5 階	9 9 9 × 7 1 0 × 1 9 0 0（屋内）	
1 0	海上作戦センター	5 階	9 9 9 × 7 1 0 × 1 9 0 0（屋内）	
1 1	海上作戦センター	6 階	9 9 9 × 7 1 0 × 1 9 0 0（屋内）	

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

防衛省海上自衛隊  
船越基地業務分遣隊厚生科長 殿

「海上自衛隊船越基地における飲料自動販売機の設置及び経営」の応募  
に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地：

商号又は名称：

代表者の氏名：

印

法人・個人の別：

法人

・

個人

担当者名：

電 話：

F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用  
してください。



誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第 8 により変更後の役員名簿を提出します。

## 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

## 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察へ通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長  
南関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

印



## 仕様書

### 1 業務件名

海上自衛隊船越基地（海上作戦センター）における飲料自動販売機の設置及び経営

### 2 業務内容

飲料自動販売機の設置及び経営の業務

### 3 相手方の決定

本業務を行う者については、海上自衛隊船越基地業務分遣隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

### 4 国有財産の使用許可

（１）本業務を行う者は、飲料自動販売機の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

（２）国有財産の使用許可は、防衛省南関東防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。

（３）次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が許可条件に違反したとき。

イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ 国において使用物件を必要とするとき。

エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運

営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。

ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

## 5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

## 6 国有財産使用料

丙は、乙に飲料自動販売機及び後記の空容器回収箱（以下、「ゴミ箱」という。）設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

国有財産使用料は、以下のとおりとする。

- (1) 丙は、申請書（別紙様式第1）に年額の1平方メートルあたりに支払うことのできる国有財産使用料を提案し、記載すること。

※どの屋内（又は屋外）設置場所でも国有財産使用料は同額とする。

- (2) 税抜き価格と現在の税率（消費税10%）に分けて記載すること。

※消費税が改定された場合は、同様に国有財産使用料も改定される。

- (3) 丙が提案した国有財産使用料が今年度の乙が算定した国有財産使用料を下回って申請した場合は、企画提案書の審査は行わず、失格とする。

今年度国有財産使用料 土地：12,000円/m<sup>2</sup>（税込み）

建物：12,350円/m<sup>2</sup>（税込み）

- (4) 業者決定後、丙の提案した国有財産使用料が乙の算定した国有財産使用料（翌年度2月頃決定）を下回っていた場合、乙の算定した国有

財産使用料以上を支払わなければならない。

なお、上記の金額を支払うことができない場合は、その業者は失格とし、次点のうち、乙の算定した国有財産使用料以上を提案した業者を候補者とする。

- (5) 国有財産使用許可を更新する場合は、原則として丙の提案した使用料を支払うこと。ただし、提案した国有財産使用料が乙の算定した国有財産使用料を下回った場合は、乙の算定した国有財産使用料以上を支払わなければならない。

更新時の国有財産使用料は以下の①～③のうち、最も高い額とし、詳細については更新前に乙から連絡する。

① 丙が提案した使用料

② 乙が算定した使用料（前年次使用料の1.2倍を上限に上がる可能性がある）

③ 前年次使用料の0.8倍

- (6) 国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。
- (7) 提案した国有財産使用料の額は、企画提案書等と同様に、選定の基準の一つとなる。

## 7 電気料金

丙は、国有財産使用料とは別に、本業務に要する電気料金を負担しなければならない。なお、指定した日時に納付しなかった場合には、延滞金が発生することがある。

## 8 設置場所

飲料自動販売機の設置場所については、国有財産使用許可申請書において、乙が指定するものとする。

## 9 使用許可期間

令和2年8月1日～令和3年3月31日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、5年を超えない期間で国有財産の使用許可を更新することができる。

なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況により変更もあり得る。

## 10 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

## 11 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

## 12 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において飲料自動販売機を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

## 13 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

## 14 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

## 15 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

## 16 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申出ること。

## 17 業務仕様

(1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。

(2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

(3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。

(4) 丙は、東日本大震災以降の電力不足を踏まえ、設置機種は省エネタイプのものとする。

(5) 丙は、飲料自動販売機毎に電力使用量計測用子メーターを設置すること。

(6) 飲料自動販売機及び電気メーターの設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

(7) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。

(8) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、使用物件の維持保存のため



通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。

- (9) 丙は、設置した飲料自動販売機の転倒防止（地震対策）のために必要な転倒防止板等の措置を講じること。
- (10) 丙は、甲が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。なお、丙は停電作業等が原因で使用機器及び飲料類に損害があった場合は、甲に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
- (11) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (12) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、飲料自動販売機を設置すること。
- (13) 丙は、故障及び商品の瑕疵等について、飲料自動販売機利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (14) 丙は、原則毎週2回以上飲料自動販売機の販売商品を点検し、常に新鮮な商品を補充するとともに、飲料自動販売機の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (15) 丙は、飲料自動販売機を設置する場合においては、設置する飲料自動販売機の周辺近くに適切な容量のゴミ箱を設置し、原則毎週2回以上空容器を回収することとし、ゴミ箱に他社の空容器及びその他のゴミが混在していた場合にも回収すること。  
また、夏季及び販売数量が多い箇所については、ゴミ箱から空容器が溢れることがないように適宜回数を増やすこと。
- (16) 販売商品と空容器等廃棄分の搬出入及びその方法については、担当職員の指示に従うこと。
- (17) 丙は、飲料自動販売機毎の毎月の販売数量及び売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書等を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (18) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (19) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む）に従わなければならない。
- (20) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。

- (21) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (22) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。